

香春町定住奨励金概要(令和6年度版)

目的

町内からの転出を抑制、町外からの定住を促して、将来的な人口の増加を図る。
また区・組への加入を条件とすることでコミュニティの形成を図ることを目的とします。

① 主な交付対象要件

- ・ **町内に自ら居住するための住宅を新築又は購入された方(土地・中古住宅を含む)**
 - ・ 平成31年1月2日～令和5年12月31日の間に、住宅を取得し登記を完了していること
 - ・ 住宅取得・土地購入後1年以内に住宅がある地番に住民登録をし、定住していること
 - ・ 玄関、トイレ、台所、浴室及び居室を有し、床面積が50～280㎡(マンションは40～280㎡)の住宅
※住宅の床面積が50㎡未満、または281㎡以上の住宅は交付対象外です。
 - ・ 併用住宅(居住用と事業用の区画が一緒になっている住宅)は、床面積の1/2以上が居住用であること(交付対象は居住部分のみ)
 - ・ 対象となる土地の面積は、330㎡までを上限とする。※330㎡を超える面積分は交付対象外です。
 - ・ 世帯員全員が町税及び各種使用料(水道料金・保育料金等)を滞納していないこと
 - ・ 世帯員に暴力団員又は暴力団員と密接な関係を有する者がいないこと
- ・ **申請する世帯が香春町の行政区(区・組)に加入していること**
 - ・ **[注意] 町内に定住するため、既に住宅を所有している方の建替または買替は対象外です。
また、定住するための住宅を相続、贈与等により取得した場合も対象外です。**

② 奨励金額

- ・ 奨励金額：取得した住宅及び住宅用地のうち、居住部分に課せられる固定資産税の相当額
- ・ **交付額：各年度ともに上限額/15万円(以前に交付を受けた方は交付対象外)**
※物件が共有名義の場合、登記事項証明書記載の所有権の持ち分により按分する。

③ 交付期間

- ・ 取得した住宅及び土地に対し、新たに定住する住宅の固定資産税が課せられる年度から3年間とし、年度ごとに交付する。(町有地を購入した場合は、交付期間5年)

④ 申請提出

- ・ 奨励金を受けるには必要書類の提出が必要です。下記の書類を地域つながり係までご提出ください。

- ア 香春町定住奨励金交付申請書
- イ 申請する年度の課税明細書及び固定資産税を納付したことを証する書類(写し)
- ウ 取得した土地及び住宅の登記事項証明書/原本またはその写し
- エ 住宅の平面図(間取りが確認できるもの)
- オ 住民票謄本(対象物件に居住している世帯員全員が記載されているもの/原本)
- カ 区・組加入証明書
- ケ その他町長が必要と認める書類(※6年度から新規申込する方は「誓約書」)

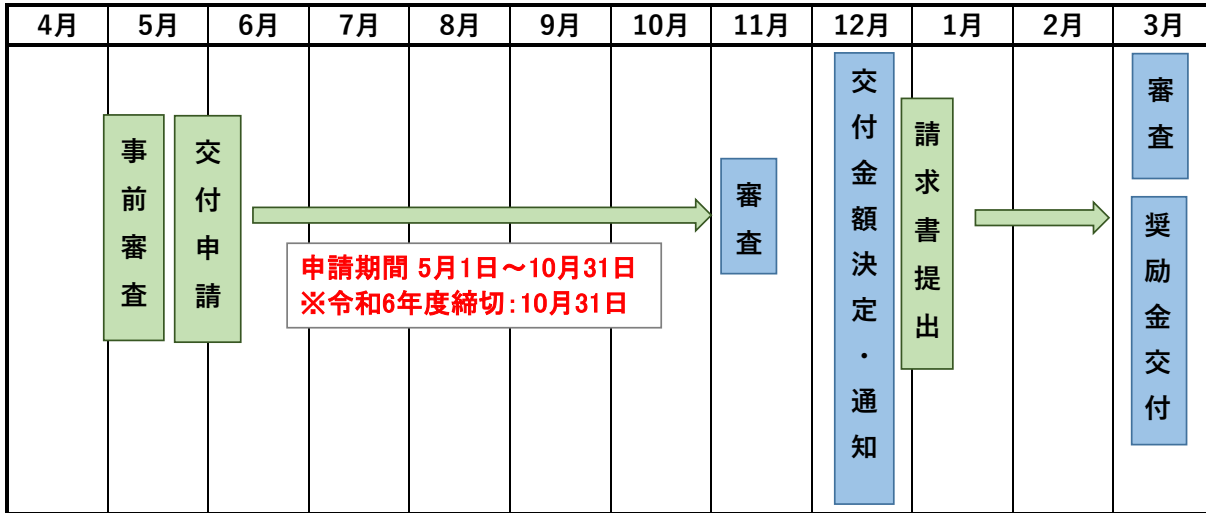
※申請は各年度5月1日から10月31日までとします。 令和6年度締切：10月31日(木)

※様式は香春町HPからダウンロード、またはまちづくり課窓口でお渡しできます。

⑤ 交付請求期間

- ・ 各年度ともに交付決定後から2月28日までとし、年度末に振込を行います。
- ・ この事業は国の補助金を利用して実施されます。補助金の二重交付を避けるため、国が実施する省エネ住宅ポイント制度等の有無を確認させていただきます。

申請の流れ



⑥ 定住奨励金の取消・返還

以下のいずれかに該当すると認められるときは、交付の取消・返還となります。

- ・ 居住開始から3年未満で本町外へ転出したとき
- ・ 偽りその他不正の手段により定住奨励金の交付を受けたとき
- ・ その他町長が相当と認める事由があるとき

⑦ 事前審査のお願い

今年度に初めて対象となる物件は、事前に要件を満たすかを確認させていただきます。

交付を希望するときは、お手数ですが下記お問い合わせ先に連絡のうえ、地域つながり係にお越しく下さい。

但し、事前審査で交付要件を満たすと認められても、交付を受けるには各年度の締切日までに別途本申請を行っていただく必要があります。(本申請に必要な書類は④をご覧ください)

☆事前確認に必要な書類 ※まちづくり課地域つながり係に持参をお願いします。

- ・ 住宅平面図、配置図など
 - ・ 登記事項証明書（新たに新築、購入した家屋、土地に関するもの ※写しで結構です）
 - ・ 固定資産税領収書及び課税内容に関する資料
 - ・ 印かん
 - ・ その他、行政区・組への加入状況を口頭で確認いたします。
- ⇒本申請の際は「区・組加入証明書」の提出が必要です。

ご不明な点につきましては下記までお問い合わせください。

お問い合わせ

香春町役場 まちづくり課 地域つながり係 TEL : 0947-32-8408

〒822-1492 福岡県田川郡香春町大字高野994番地 ・ 受付時間/8:30~17:15(土・日・祝日・年末年始を除く)